

# 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107 商局第2号）の一部改正について

平成31年3月  
経済産業省  
産業保安グループ  
電力安全課

## 1. 改正の経緯

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任することが義務付けられている。ただし、設置する設備が法第38条第4項に規定する自家用電気工作物であって、法第43条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けた場合は、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任（以下「許可選任」という。）することができる。

また、法第43条第1項及び第2項等の運用は、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（20130107商局第2号。以下、「内規」という。）で定められているところ、主任技術者のうち、ダム水路主任技術者については、一定の要件を満たす事業場に限り、内規2.（2）②イ（ハ）に基づいて、「技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業土木」であるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る。）であるものに合格した者」の許可選任を認めている。

今般、技術士法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第45号。）が平成29年12月28日付で公布され、平成31年4月1日より施行されることとなり、技術士試験の科目の名称が変更されることとなった。これに伴い、内規で規定されているダム水路主任技術者の許可選任の要件において、引用されている科目の名称を変更する必要が生じたため、所要の改正を行う。

## 2. 改正内容

内規2.（2）②イ（ハ）において、科目の名称を「農業土木」から「農業農村工学」へ変更する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

平成31年4月1日 施行

以上